

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）
（産業支援課）

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び試験に係る手数料を定めるとともに、近年老朽化した機器を条例から削除するための改正

二 内容

(一) 使用料

次の一点を条例に追加する

- ・画像解析付粒度分布測定装置

一時間

六〇〇円

(二) 手数料

次の二点を条例に追加する

- ・高速液体クロマトグラフによる分析

定性分析

一試料一測定

一一、〇〇〇円

定量分析

一試料一成分

一三、〇〇〇円

(三) 次の三点を条例から削除する

使用料

- ・ショットブラスト

- ・チップ型電気泳動装置

- ・カッター式粉碎機

三 施行期日

公布の日